

# 鎌倉市犯罪被害者等支援事業実施要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市犯罪被害者等支援条例（令和7年3月条例第28号。以下「条例」という。）第8条各号の規定に基づく支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 犯罪 犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第176条から第179条まで、第181条及び第241条並びにこれらの罪（同法第176条及び第179条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 重傷病 治療の期間が1か月以上で、かつ、入院3日間以上を要する負傷又は疾病をいう。ただし、精神疾患である場合には、治療の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であるであることをいう。
- (4) 市民 市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次のいずれかに該当する者のうち、それぞれに掲げる事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
  - ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事故処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
  - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者
  - ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に関する被害を受けていた者
  - エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

- オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- (5) 支援の対象となる遺族 犯罪により死亡した者の死亡時において、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 犯罪により死亡した者の配偶者（本市のパートナーシップ宣誓証明書の交付などの公的な証明を受けている者、その他の婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。）
  - イ 犯罪により死亡した者の二親等以内の養子親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）
- (6) 支援の対象となる家族 犯罪が行われた時において、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 犯罪による被害を受けた者の配偶者
  - イ 犯罪による被害を受けた者の二親等以内の親族

## 第2章 日常生活支援に要する費用の助成

### （家事及び介護等支援費用の助成）

第3条 市長は、犯罪による被害を受けたことにより日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事及び介護等支援として事業者により提供されるホームヘルプサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成するものとする。

- 2 助成の額は、実費額とする。ただし、1時間当たりの助成の額は、4,400円を上限とする。
- 3 助成の対象となるホームヘルプサービスは30分を単位とし、一の犯罪による被害について合計60時間までとする。
- 4 助成の対象となるホームヘルプサービスの内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事
  - (2) 食事、排泄、入浴等の介護
  - (3) 通院等の介助
  - (4) その他市長が必要と認める家事及び介護等

(家事及び介護等支援費用の助成対象者)

第4条 前条の助成は、犯罪による被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次に定める資格要件のいずれかに該当する者が犯罪による被害を受けたことにより、家事又は介護等に支障が生じていると認められる場合に実施する。

- (1) 犯罪により重傷病等を受けた者又は性犯罪による被害を受けた者であって助成の申請を行う時点において市民である者
- (2) 支援の対象となる遺族であって助成の申請を行う時点において市民である者
- (3) 犯罪により重傷病等を受けた者又は性犯罪による被害を受けた者の支援の対象となる家族であって、助成の申請を行う時点において市民である者

2 他のホームヘルプサービスに関する制度（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における居宅介護や介護保険法介護保険法（平成9年法律第123号）における訪問介護など）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しないものとする。

(一時預かり費用の助成)

第5条 市長は、犯罪による被害を受けたことにより保育することが困難となった犯罪被害者等が乳児及び幼児のために一時預かりサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成するものとする。

- 2 助成は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の33に規定された届出を行っている保育施設又は事業所を利用した場合に限る。
- 3 助成の額は、実費額とする。ただし、1回当たり5,500円に一時預かりサービスを利用した乳児及び幼児の子の数を乗じて得た額を上限とする。
- 4 助成の回数は、一の犯罪による被害について10回までとする。

(一時預かり費用の助成対象者)

第6条 前条の助成は、第4条第1項各号のいずれかに該当し、乳児及び幼児の子を監護する者に対して実施する。

(住居等に関する助成)

第7条 市長は、犯罪による被害を受けたことにより犯罪被害者等が従前の住居に居住することが困難になった場合及び第30条に規定する緊急避難場所の提供を受けた場合に必要となる次の費用を助成するものとする。

- (1) 新たな住居へ転居するために要する費用
- (2) 新たな住居へ一時的に転居したのち、従前の住居に戻る場合又は別の住居に転居する場合に要する費用
- (3) 新たな住居へ転居する際に必要となる什器等の購入に要する費用

(4) 緊急避難場所の提供を受けた期間における、犯罪被害者等が所有するペットのペットホテル利用に要する費用

2 前項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認められる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となったとき。

(2) 犯罪により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなったとき。

(3) 二次被害を受けたとき又は再被害を受けたとき若しくは受ける恐れのあるとき。

(4) 犯罪による傷病や後遺障害、家族構成員の死亡等により、自宅における従来の生活を維持することが困難になったとき。

(5) 本要綱に基づく転居費用の助成を受けたのち、転居先で二次被害を受けた者又は再被害若しくはその恐れにより、再び転居が必要となったとき。

3 従前の住居に戻る場合又は別の住居に転居する場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 新たな住居に一時的に居住したのち、前項第1号から第4号に定める困難が一定程度解消されるなどの理由によって、従来の生活への復帰を図るべく市内の住居に転居するとき。

(2) 利用期限のある住居等に一時的に居住し、退去せざるを得なくなったとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

4 助成の額は、1回200,000円を限度とし、一の犯罪による被害について1回を限度とする。ただし、第2項第5号又は第3項に該当する場合は、合計で2回までの費用を助成する。

5 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 引越しに係る運送費用、荷造り、不用品の廃棄等の事業者により提供されるサービスに係る費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃、原状回復に係る費用、その他事業者により提供されるサービスに係る費用

(3) 転居等に伴い必要となる炊事用具、衣類等の収納具、その他生活に直接必要となる清掃、洗濯等に係る什器の購入費用

(4) 緊急避難場所の提供を受ける期間において、事業者により提供されるペットホテルの宿泊費用

(5) その他市長が住居等に関して必要と認めるもの

(住居等に関する助成対象者)

第8条 前条の助成は、第4条第1項各号のいずれかに該当し、次に定める各号のいずれかに該当する者に対して実施する。

(1) 犯罪により死亡した犯罪被害者等である市民の第2条第5号に規定する遺族であつて、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者等と同居していた者

(2) 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者等で当該犯罪発生時に市民であつた者

(3) 性犯罪のうち、刑法第176条、第178条第1項及び第179条第1項の罪並びにこれらの未遂罪を除く犯罪被害者等で当該犯罪発生時に市民であつた者

(4) 放火（刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項の罪をいう。）によつて前条第2項第2号に該当する者で、死亡又は重傷病に該当せず当該犯罪発生時に市民であつた者

(5) その他市長が必要と認める者

2 前項各号に該当する犯罪による被害のうち、過失による被害は除くものとする。ただし、市長が特に認める場合にはこの限りでない。

(配食サービス費用の助成)

第9条 市長は、犯罪による被害を受けたことにより食事を用意することに支障が生じている犯罪被害者等が配食サービス（居宅等に食事を配達するサービスをいう。以下同じ。）を利用した場合に、その費用を助成するものとする。

2 前項の規定による1回当たりの助成の額は、1人につき1,000円を限度とし、一の犯罪による被害について30回を限度とする。

3 配食サービスの内容は、配食サービス又はフードデリバリーサービスを提供する事業者により、原則として第10条に規定する対象者の居宅等への配達として実施されるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(配食サービス費用の助成対象者)

第10条 前条の助成は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者に対して実施する。

(学習支援費用の助成)

第11条 市長は、犯罪による被害を受けたことにより学校教育法（昭和22年法律第26号）における学校に通学することが困難となった犯罪被害者等が、教育サービスを利用した場合に、その費用を助成するものとする。

2 助成の額は、実費額とする。ただし、一の犯罪による被害につき1人当たり

60,000円を限度とする。

3 助成の対象となる学習支援費用の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭教師サービスの利用に係る費用
- (2) 通信教育サービスの利用に係る費用
- (3) 学校への送迎等に係るタクシー利用に係る費用
- (4) その他市長が必要と認める学習支援費用

4 前項各号に掲げるサービスは、当該サービスを提供する事業者により実施されたものでなければならない。

5 第3項第3号に掲げるタクシーの利用に係る費用の助成を受ける場合は、送迎先等について事前に市に相談したものでなければならない。

(学習支援費用の助成対象者)

第12条 前条の助成は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者に対して実施する。

(修学支援費用の助成)

第13条 市長は、犯罪による被害を受けたことにより修学の支援が必要と認められる犯罪被害者等に対して、学生が教育を受けるために必要な費用を助成するものとする。

2 助成の額は、実費額とする。ただし、一の犯罪による被害につき1人当たり60,000円を限度とする。

3 助成の対象となる修学支援費用の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 転校に係る費用
- (2) 進学及び受験に係る費用
- (3) 在学に係る費用
- (4) その他市長が必要と認める修学支援費用

(修学支援費用の助成対象者)

第14条 前条の助成は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者に対して実施する。

2 修学の支援が必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 犯罪により被った、身体的、精神的被害によって当該犯罪発生時に通学していた学校を転校及び新たに進学しなければならなくなったとき。
- (2) 学校等に在学中であって、犯罪行為により、主たる生計維持者が死亡、重傷病を負った又は性犯罪を受けたために、経済的に在学が困難なとき。

(就労準備支援費用の助成)

第15条 犯罪による被害を受けたことにより転職又は新たに就職する必要が生じたと認められる犯罪被害者等が、就労するために必要な資格等の取得に要する費用を助成するものとする。

2 助成の額は、その費用の実費額とし、一の犯罪による被害につき1人当たり60,000円を限度とする。

(就労準備支援費用の助成対象者)

第16条 前条の助成は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者に対して実施する。

2 前条第1項に定める転職又は新たに就職する必要が生じたと認められる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 犯罪により、重傷病を負った又は性犯罪を受けたために、身体的、精神的被害によって当該犯罪発生時に就労していた職を転職しなければならないとなったとき。

(2) 犯罪により、主たる生計維持者が死亡、重傷病を負った又は性犯罪を受けたために、就労できなくなったことにより、当該犯罪被害者等に代わって生計を維持するために転職又は就職するとき。

### 第3章 見舞金

(遺族見舞金の支給)

第17条 市長は、犯罪により市民が死亡した場合は300,000円を支給する。ただし、当該犯罪による被害につき、既に第19条に規定する重傷病見舞金を給付された者が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあっては200,000円を支給する。

(遺族見舞金の支給対象者)

第18条 前条の支給は、犯罪により死亡した犯罪被害者等である市民の遺族であって、第2項及び第3項に定める第1順位の遺族となる者に実施する。なお、同条における犯罪のうち、過失による行為を除いたものをいう。

2 前項の遺族は、犯罪被害者等の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により死亡した市民の配偶者

(2) 犯罪被害者等である市民の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者等である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄

## 弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者(前項各号に掲げる者に限る。)を第1順位の遺族とすることができる。

4 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給及び第34条第4項の場合において代理としての家族の1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。  
(重傷病見舞金の支給)

第19条 市長は、犯罪により市民が重傷病を負った場合は100,000円を支給する。ただし、当該犯罪による被害につき、既に第21条に規定するところにより性犯罪被害見舞金50,000円の支給を受けている場合は50,000円を支給し、性犯罪被害見舞金100,000円の支給を受けている場合は支給しない。

(重傷病見舞金の支給対象者)

第20条 前条の支給は、犯罪により重傷病を負った犯罪被害者等で当該犯罪発生時に市民であった者に実施する。なお、同条における犯罪とは、過失による行為を除いたものをいう。

(性犯罪被害見舞金の支給)

第21条 市長は、市民が性犯罪のうち、刑法第177条、第178条第2項、第179条第2項若しくは第241条又はこれらの罪の未遂罪の被害に遭った場合は100,000円、同法第176条、第178条第1項、第179条第1項又は第181条の被害に遭った場合は50,000円を支給する。

(性犯罪被害見舞金の支給対象者)

第22条 前条の支給は、性犯罪による被害を受けた者で当該犯罪発生時に市民であった者に実施する。

## 第4章 専門相談

(法律相談の実施)

第23条 市長は、犯罪による被害及び神奈川県迷惑行為防止条例(昭和38年神奈川県条例第26号)第3条第1項に規定する迷惑行為による被害に係る法律上の問題解決への支援を目的として、犯罪による被害に精通した弁護士による法律相談を実施する。



2 前項に定める法律相談は、一の犯罪による被害について1回当たり60分を目安として利用開始日から起算して2年以内に2回まで実施することができ、その費用については、市が負担する。

3 第1項に定める法律相談は、神奈川県弁護士会に委託して実施するものとし、その実施内容については、神奈川県弁護士会と本市とが協議するものとする。  
(法律相談の対象者)

第24条 法律相談は、犯罪による被害を受けた市民、支援の対象となる遺族、支援の対象となる家族及び犯罪による被害を受けた市内に在学又は在勤する者で第34条第1項の規定による申請があった者に対し実施する。

2 法律相談については、次の各号のいずれかの相談内容について実施する。

- (1) 犯罪による被害の届出又は告訴
- (2) 警察又は検察庁における被害者等の事情聴取や捜査状況等
- (3) 刑事裁判や示談、損害賠償請求等
- (4) 検察審査会や被害者等通知制度等
- (5) マスコミ対策等の二次被害の防止
- (6) 犯罪被害者等に対する給付金や弁護士費用の扶助その他の経済的支援
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 法律相談については、一の犯罪による被害について既に法律相談を受けた者の他の遺族や家族が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(カウンセリングの実施)

第25条 市長は、犯罪による被害及び神奈川県迷惑行為防止条例第3条第1項に規定する迷惑行為により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう心理学的な専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

2 前項に定めるカウンセリングは、一の犯罪による被害について1回当たり60分を目安として利用開始日から起算して2年以内に10回まで実施することができ、その費用については、市が負担する。

3 第1項に定めるカウンセリングは、特定非営利法人神奈川被害者支援センター（以下「支援センター」という。）が実施するものとし、その実施内容については、支援センターと本市とが協議して定めるものとする。

(カウンセリングの対象者)

第26条 カウンセリングは、犯罪による被害を受けた市民、支援の対象となる遺族、支援対象となる家族及び犯罪による被害を受けた市内に在学又は在勤する

者で第34条第1項の規定による申請があった者に対し実施する。

2 カウンセリングについては、次の各号のいずれかの相談内容について、実施する。

- (1) 心やからだに関する悩み
- (2) 家族関係の問題
- (3) 職場、学校等の日常生活上の問題
- (4) 対人関係に関する問題
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 カウンセリングについては、第1項に定める対象者のうち、精神科等の医師による治療を受けている者にあつては、カウンセリングの利用について主治医の了解を得ていることを要するものとする。

(専門機関との連携等)

第27条 専門相談を受託する者（以下「受託者」という。）は、専門相談を実施した場合において、必要と認めるときは、他の専門機関との連携、紹介等を行うものとする。

(実施状況及び記録)

第28条 受託者は、専門相談を実施したときは、市長に対し鎌倉市犯罪被害者等支援法律相談依頼書（報告書）（第1号様式）の実施結果又は鎌倉市犯罪被害者等支援カウンセリング依頼書（報告書）（第2号様式）の実施結果を作成し、報告するものとする。

## 第5章 緊急避難場所の提供

(緊急避難場所の提供)

第29条 市長は、犯罪による被害を受けた者又はその遺族、家族で、市民である者に、犯罪直後の避難場所として一時的に安全な居住場所を確保し、その費用を負担することにより、その精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、市内のホテル等の協力を得て緊急避難場所の提供を実施する。

2 前項の規定による緊急避難場所の提供は、原則として、神奈川県（以下「県」という。）が神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年神奈川条例第3号）に基づいて行う支援のうち、緊急避難場所（ホテル等）の提供に関する実施要領（以下「県実施要領」という。）に従って犯罪被害者等又はその遺族、家族に提供する緊急避難場所における延泊として実施する。

3 緊急避難場所の提供は、同一利用者につき、2泊までとする。

4 緊急避難場所の提供に伴う費用（宿泊に要する経費、サービス料を含む。）については、市が負担する。ただし、飲食代や避難場所までの交通費等の実費は、利用者が負担するものとする。

5 第1項に定める緊急避難場所の提供は、原則として県が県実施要領に基づき緊急避難場所の提供に関する協定を締結した事業者（ホテル等）において実施するものとし、その実施内容については、各事業者と本市とが協議して定めるものとする。

（緊急避難場所の提供の対象者）

第30条 前条の緊急避難場所の提供は、犯罪による被害を受けた者又はその遺族、家族で、市民である者のうち、次のいずれかに該当する者に対し実施する。

- (1) 県実施要領に基づいて緊急避難場所の提供を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者

（緊急避難場所の提供の費用）

第31条 本事業における緊急避難場所の提供に伴う費用（宿泊に要する経費、サービス料を含む。）については、1泊10,000円（消費税別）を上限とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りではない。

（緊急避難場所の提供の費用の請求及び支払い）

第32条 前条に定める費用の請求について、事業者は、次に掲げる事項を記載した請求書により、利用者の宿泊終了後速やかに請求するものとする。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を発生した事実
- (2) 債権者の住所、氏名及び押印
- (3) 請求年月日

2 市長は、前項による請求を受けたときは、速やかに費用を支払うものとする。

## 第6章 その他

（個人情報保護）

第33条 第23条第1項に掲げる弁護士及び第25条第1項に掲げるカウンセリング事業者並びに第29条第5項に掲げる事業者は、収集した個人情報について、鎌倉市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月条例第6号）に従って、適切に取り扱うものとする。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（助成の申請）

第34条 この要綱に定める支援を受けようとする者は、鎌倉市犯罪被害者等支援

申請書（第3号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。なお、当該支援を受けようとする者は、支援が適正な事業者によって行われるよう、原則として事前に本要綱を所管する課に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、別表1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができる」と認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申請書の提出が申請者にとって著しい身体的若しくは精神的な負担を伴うと市長が判断できる場合、又は犯罪被害者等の置かれている状況や緊急性を鑑みて申請書の提出が困難と市長が認める場合は、申請者からの口頭による申出により申請できるものとする。
- 4 申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、支援の対象となる家族が、犯罪による被害を受けた者の代理として申請し、支給を受けることができる。ただし、犯罪による被害を受けた者の不利益が生じないよう、支援の対象となる家族による代理申請について、可能な限り、犯罪による被害を受けた者の同意を得るよう努めるものとする。  
(支援の制限)

第35条 市長は、次に掲げる場合には、第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条及び第19条に定める費用の助成、第17条、第19条及び第21条に定める見舞金の支給、第23条及び第25条に定める専門相談の実施及び第29条に定める緊急避難場所の提供の支援（以下「各支援」という。）を行わないことができる。

- (1) 犯罪による被害を受けた市民又は各支援の申請書を提出する者が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪による被害につき、犯罪による被害を受けた市民又は各支援の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪による被害を受けた者又は各支援の申請書を提出する者が鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第1項第4号に規定する暴力団員等であった場合
- (3) 第17条、第19条及び第21条に定める見舞金の支給については、当該の犯罪による被害に関して、他の地方公共団体から同種のものの支給を受けたことがある場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、各支援を行うことが社会通念上適切でない」と市長が認めた場

合

(申請の期限)

第36条 第34条第1項の規定による申請は、犯罪が行われた日から起算して2年を経過した時はすることができない。ただし、第7条第4項にめる転居費用の2回目の申請については、1回目の転居日から起算して1年間を超えない範囲で申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(各支援の実施の決定)

第37条 市長は、各支援における申請があった場合は、速やかに、各支援の実施又は不実施を決定し、鎌倉市犯罪被害者等支援審査結果通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪による被害に関する情報、犯罪被害者である市民及びその遺族、家族の続柄又は居住の実態等を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により費用の助成又は見舞金の支給を決定したときは、当該決定を受けた者からの次条に基づく請求に応じて助成又は支給を実施し、専門相談又は緊急避難場所の提供の実施を決定したときは、当該実施の決定を受けた者と受託者又は事業者との実施のための調整を行い、実施するものとする。

4 市長は、第1項の規定により専門相談又は緊急避難場所の提供を決定したときは、鎌倉市犯罪被害者等支援法律相談依頼書(報告書)(第1号様式)、鎌倉市犯罪被害者等支援カウンセリング依頼書(報告書)(第2号様式)又は鎌倉市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業決定通知書(第6号様式)により受託者又は事業者へ通知するものとする。

(助成又は支給の請求)

第38条 前条第1項に規定する助成又は支給の決定を受けた者は、鎌倉市犯罪被害者等日常生活支援費用助成金及び見舞金請求書(第7号様式)により、当該助成金又は見舞金を請求するものとする。

(各支援の実施の決定の取消し)

第39条 市長は、各支援の実施の決定を受けた者がその資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該

決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すこととする。

(助成費用、見舞金等の返還)

第40条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に各支援が実施されているときは、市長は、次の各号のとおり、その一部若しくは全額の返還又は費用の請求を求めることとする。

- (1) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条及び第15条に定める助成金の返還
  - (2) 第17条、第19条及び第21条に定める見舞金の返還
  - (3) 第23条及び第25条に定める専門相談費用の請求
  - (4) 第31条に定める緊急避難場所の提供費用の請求
- (その他)

第41条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

1 日常生活支援	
(1) 家事及び介護等支援費用の助成、一時保育費用又は配食サービス費用の助成の場合	
ア	<p>被害者、家族</p> <p>(ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類</p> <p>(イ) 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書</p> <p>(ウ) 家族の申請にあつては、申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書</p> <p>(エ) 家族の申請にあつては、申請者が被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(オ) その他市長が必要と認める書類</p>
イ	<p>遺族</p> <p>(ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類</p> <p>(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類</p> <p>(ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書</p> <p>(エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(オ) その他市長が必要と認める書類</p>
(2) 住居等に関する費用の助成の場合	
ア	<p>第8条第1項第1号に該当する遺族が申請するとき</p> <p>(ア) 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であり、申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明することができる書類</p> <p>(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類</p> <p>(ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書</p> <p>(エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(オ) その他市長が必要と認める書類</p>
イ	<p>第9条第1項第2号又は第3号に該当する被害者が申請するとき</p> <p>(ア) 犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であつたことを証明することができる書類</p> <p>(イ) 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書</p> <p>(ウ) その他市長が必要と認める書類</p>

ウ 第8条第1項第4号に該当する被害者が申請するとき

(ア) 申請者が当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

(イ) 罹災証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

## 2 見舞金の申請

### (1) 遺族見舞金

ア 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

### (2) 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金

ア 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

イ 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

## 3 専門相談の申請

ア 申請者が助成の申請を行う時点において市民又は在学、在勤であることを証明することができる書類

イ その他市長が必要と認める書類

## 4 緊急避難場所の提供の利用申請

ア 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類

イ その他市長が必要と認める書類



(第1号様式)

神奈川県弁護士会 御中

鎌倉市長

### 鎌倉市犯罪被害者等支援法律相談依頼書(報告書)

受付番号		依頼年月日		鎌倉市受付者	
鎌倉市犯罪被害者支援事業実施要綱に基づく法律相談の申し出があったため、神奈川県弁護士会の弁護士の派遣を依頼いたします。				相談継続の場合	回目/2回 (前回 年 月 日)
対象事案の概要	事件名(罪名)			発生日時	
	発生場所			逮捕その他	
被害者等	申込者: <input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> その他親族( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
	被害者の年齢( 歳) 性別( 男性・女性・その他 )				
相談内容					
要望	<input type="checkbox"/> (女性・男性) 弁護士希望				
	<input type="checkbox"/> 鎌倉市役所会議室での相談実施希望				
	<input type="checkbox"/> 希望日時 ・第1希望日時 / ( ) ・第2希望日時 / ( ) ・第3希望日時 / ( )				
	<input type="checkbox"/> その他:				

#### 神奈川県弁護士会記入欄

実施結果	終了後、下記項目に記入又はチェックの上、速やかに神奈川県弁護士会へFAXしてください。 ※個人情報に記載しないようご注意ください。 FAX番号 045-662-2277				
	担当弁護士名		実施日		
	実施場所	<input type="checkbox"/> 鎌倉市役所会議室 <input type="checkbox"/> 相談担当弁護士事務所 <input type="checkbox"/> その他( )			
	内容 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 刑事手続きについて <input type="checkbox"/> 民事損害賠償について <input type="checkbox"/> 示談に関することについて <input type="checkbox"/> 被害者参加制度について <input type="checkbox"/> 報道対応について <input type="checkbox"/> その他( )			
	結果	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 受任 <input type="checkbox"/> 他機関紹介( ) <input type="checkbox"/> その他( )			
備考					

(第2号様式)

様

### 鎌倉市犯罪被害者等支援カウンセリング依頼書(報告書)

受付番号		依頼年月日		神奈川県受付者	
依頼者				鎌倉市担当者	
鎌倉市犯罪被害者等支援事業実施要綱に基づくカウンセリングの申し出があったため、公益社団法人神奈川県犯罪被害者支援センターのカウンセリングを依頼いたします。				相談継続の場合	回目 /10回 (前回 年 月 日)
対象事案の概要	事件名(罪名)			発生日時	
	発生場所			逮捕その他	
対象事案の概要					
被害者等	申込者: <input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> その他親族( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
	被害者の年齢( 歳) 性別( 男性・女性・その他 )				
相談内容					
要望	<input type="checkbox"/> カウンセラー希望(女性・男性)				
	<input type="checkbox"/> 相談場所( )				
	<input type="checkbox"/> 希望日時 ・第1希望日時 / ( ) ・第2希望日時 / ( )				
	・第3希望日時 / ( )				
<input type="checkbox"/> その他:					

依頼先記入欄

実施結果	終了後、下記項目に記入又はチェックの上、速やかに ※個人情報に記載しないようご注意ください。 FAX番号 045-662-2277 へFAXしてください。		
	担当カウンセラー名		実施日
	実施場所	<input type="checkbox"/> 鎌倉市役所会議室 <input type="checkbox"/> 相談担当弁護士事務所 <input type="checkbox"/> その他( )	
	内容 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 刑事手続きについて <input type="checkbox"/> 民事損害賠償について <input type="checkbox"/> 示談に関することについて <input type="checkbox"/> 被害者参加制度について <input type="checkbox"/> 報道対応について <input type="checkbox"/> その他( )	
	結果	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 受任 <input type="checkbox"/> 他機関紹介( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
	備考		

(第3号様式)

鎌倉市犯罪被害者等支援申請書

年 月 日

(申請先) 鎌倉市長

申請者 住所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

被害者との続柄 \_\_\_\_\_

1 次のとおり申請します。

助成	申請内容	家事及び介護等支援費用 ・ 一時保育費用 住居等に関する費用 ・ 配食サービス費用 学習支援費用 ・ 修学支援費用 ・ 就労準備支援費用
	申請履歴	同一事件でこれまでに申請をしたことが (無・有 ( ))
	対象要件	死亡 ・ 重傷病 ・ 性犯罪被害 ・ 放火被害
見舞金	申請内容	遺族 ・ 重傷病 ・ 性犯罪被害
	申請履歴	同一事件でこれまでに申請をしたことが (無・有 ( ))
専門相談	申請内容	法律相談 ・ カウンセリング
	希望する事項	弁護士の性別 (男性・女性・どちらでもよい) カウンセラーの性別 (男性・女性・どちらでもよい)
	その他	※カウンセリングの利用を希望する方で精神科等に通院又は入院中の方のみ 主治医 (精神科医等) のカウンセリング利用にあたっての同意 (無・有)
緊急避難場所の提供	希望する事項	神奈川県内の緊急避難場所を利用している場合は、宿泊施設の変更希望が (無・有 ( ))
	被害届等	被害届又は事故の届出があった場合は、その受理番号等 ( )

2 添付書類（次のうち、必要なもの）

要・不要	必要書類	確認
	死亡診断書、死体検案書等の写し、その他死亡の事実と年月日を証明できる書類	
	負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書	
	申請者が申請を行う時点において市民又は在学在勤であることを証明できる書類	
	被害者が犯罪被害当時に市民であったことを証明できる書類	
	申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	
	申請者が被害者と事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類	
	申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明できる書類	
	申請者と被害者が犯罪被害当時に生計を一つにしていたことを証明できる書類	
	罹災証明書	
	家事及び介護等支援のホームヘルプサービス費用を支払ったことを証する領収書等	
	一時預かり費用を支払ったことを証する領収書等	
	居住等に関する費用を支払ったことを証する領収書等	
	緊急避難場所の利用期間中にペットの宿泊費用を支払ったことを証する領収書等	
	配食サービス費用を支払ったことを証する領収書等	
	学習支援費用を支払ったことを証する領収書等	
	修学支援費用を支払ったことを証する領収書等	
	就労準備支援費用を支払ったことを証する領収書等	
	その他市長が認める書類 ( )	

3 申請理由等（助成の申請の場合）

助成項目	申請項目	申請内容
家事及び介護等支援費用	家事及び介護等支援を必要とした事情	
	利用時間	家事援助 計 _____ 時間 身体介護 計 _____ 時間 その他 計 _____ 時間 合計 _____ 時間
一時預かり費用	一時預かりを必要とした事情	
	保育対象者	お名前 ( _____ 歳) 申請者との続柄
		お名前 ( _____ 歳) 申請者との続柄
		お名前 ( _____ 歳) 申請者との続柄
利用回数	_____ 人 × _____ 回 _____ 人 × _____ 回 _____ 人 × _____ 回 計 _____ 回	
生活等に関する費用	転居を必要とした事情	
	転居前の住所	
	転居後の住所	
	必要な什器	
	ペットの宿泊	緊急避難の利用日数 泊 日 ペットの宿泊利用日数 泊 日
配食サービス費用	配食サービスを必要とした事情	
	利用人数/利用回数	計 _____ 人 計 _____ 回

4 申請事項に係る調査等への同意

- 私は、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号）第2条第1項第4号に規定する暴力団員等でないことを、警察当局へ照会することについて同意します。
- 私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、助成金若しくは支援金の支給、又は事業の利用ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認められた場合には、助成費用、支援金又は事業に要した費用を市に返還することに同意

します。

- (助成の申請の場合) 非課税世帯又は生活保護世帯の場合は、助成額の決定に際し、世帯の課税又は生活保護の受給状況について、鎌倉市が確認することに同意します。(同意しない場合は証明書等の添付が必要です。)
- (専門相談の申請の場合) 利用に当たり、必要に応じて、犯罪被害の事実及びその状況等について、神奈川県警察等に情報を求めること、及び専門相談の実施に必要な情報について、実施機関(弁護士又はカウンセリング事業所)に提供することを同意します。また、専門相談において実施機関で聞き取った内容及び書類等は、当該実施機関で保管することに同意します。なお、利用にかかる交通費等の実費は負担します。
- (緊急避難場所の提供の申請の場合) 利用にあたり、必要に応じて、犯罪被害の事実及びその状況等について神奈川県警察等に情報を求めること、及び必要な情報を事業者(宿泊施設等)に提供することに同意します。また、事業者が聞き取った内容及び書類等は、当該事業者が保管することに同意します。なお、利用にかかる交通費や飲食費等の実費は負担します。

氏名

---

(第4号様式)

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

(申請先) 鎌倉市長

被害の概要

被害届の提出又は 事故の届出	有 ・ 無	被害届又は事故の届 出の提出日	年 月 日
罪 種		届出警察署	警察署
被害者の氏名 生年月日	ふりがな 氏名 ( 年 月 日)	申立者との 続柄	
被害届の受理番号等 ※わかる方は記入		被害年月日	年 月 日
被害時の住所			
被害場所			
被害者及び申請者について	<input type="checkbox"/> 被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていません。		
(助成の申請の場合) 車両乗車中に交通事故被害に遭った場合の 被害者及び申請者の運転について	事故時に乗車中の車両について <input type="checkbox"/> 飲酒運転ではありません。 <input type="checkbox"/> 無免許運転ではありません。 <input type="checkbox"/> 違法薬物等を使用後の運転ではありません。		

私は、上記の申立て内容について、警察当局へ確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況（送検の確認、処分の状況等）を確認することについて同意します。

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

被害者との続柄 \_\_\_\_\_



(第5号様式)

鎌 第 号  
年 月 日

鎌倉市犯罪被害者等支援審査結果通知書

様

鎌倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました鎌倉市犯罪被害者等支援については次のとおり決定しましたので通知します。

助成	家事及び介護等支援費用 ・ 一時預かり費用 ・ 配食サービス費用 生活に関する費用 ・ 学習支援費用 ・ 修学支援費用 就労準備支援費用 について <input type="checkbox"/> 助成します。 助成金額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 助成しません。 理由 :
見舞金	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ・ 性犯罪被害見舞金 について <input type="checkbox"/> 支給します。 助成金額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 支給しません。 理由 :
専門相談	法律相談 ・ カウンセリング について <input type="checkbox"/> 利用できます。 実施機関 : 所在地 : 電話番号 : 担当弁護士・担当カウンセラー : ※ 相談実施日が決定したのちに、日時の変更又はキャンセルを希望する場合には、速やかに鎌倉市犯罪被害者等の相談を担当する窓口又は実施機関に連絡してください。 実施開始時間までに連絡がなくキャンセルとなった場合は、振替実施はできません。 <input type="checkbox"/> 利用できません。 理由 :

(第6号様式)

鎌 第 号  
年 月 日

鎌倉市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業決定通知書

様

鎌倉市長

印

緊急避難場所の提供について、次のとおり実施することを決定しましたので通知いたします。

利 用 者			
氏 名	(ふりがな)		
生年月日		年 齢	
住 所	〒 ー		
連絡先 (電話/FAX)			
利用期間	年	月	日 ~ 年 月 日

実施機関	宿泊施設名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者	

(第7号様式)

年 月 日

鎌倉市犯罪被害者等日常生活支援費用助成及び見舞金請求書

(請求先)  
鎌倉市長

請求者 住所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号で通知のありました鎌倉市犯罪被害者等支援  
審査結果通知書に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

\* ①又は②のどちらか一方に記入してください。

→ ①	銀行及び支店名	銀行											支店
	種別	普通・当座	口座番号										
→ ②	ゆうちょ銀行 の場合	記号*					番号*						

\*右詰で記入してください。

(ふりがな) 口座名義	
----------------	--

※ 請求者と口座名義は同一としてください。